

## 湘南地域労働者福祉協議会補助金交付要綱

制定 平成 9年 4月 1日

改正 平成 28年 12月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

改正 令和 7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 市長は、湘南地域労働者福祉協議会（以下「湘南労福協」という。）が行う勤労者福祉の向上を図るため、実施する事業に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(補助の対象事業等)

第2条 補助対象経費及び補助の範囲は、湘南労福協が前条の目的で行う事業費その他団体運営に必要な経費とし、補助額は補助金交付を受ける年度の予算の範囲内とする。

(補助対象期間)

第3条 補助対象期間は、湘南労福協の会計年度である、前年度の12月1日から当年度の11月30日までとする。

(補助金交付の申請手続)

第4条 補助金の交付を受けようとするものは、湘南地域労働者福祉協議会補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、前条の補助対象期間が終了するまでに市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画説明書 又はこれに代わる書類

(2) 収支予算書(第2号様式) 又はこれに代わる書類

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、湘南地域労働者福祉協議会補助金交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第6条 補助金の交付を受けて事業を行うものは、事業に完了したときにあつては、事業完了届(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第7条 第5条の規定により、補助金交付の決定通知を受けたものが、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに湘南地域労働者福祉協議会事業計画変更承認申請書(第5号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、適当と認めるものについて、湘南地域労働者福祉協議会事業計画変更承認通知書(第6号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付時期は、事業が完了した年度末とするが、必要に応じて事前交付、一

部交付を行う。

- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとするものは、別に定める請求書を市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第9条 補助金の交付を受けたものは、当該事業を完了したときは、事業実績報告書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助金の交付を受けてから1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 当該事業の成果を記載した書類
- (2) 収支決算書(第8号様式) 又はこれに代わる書類  
(備付帳簿)

第10条 補助金の交付を受けたものは、事業の施行に関し、必要な帳簿等を備え付け、5年間保管整備しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成27年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年12月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、平成31年3月31日までにこの要綱の執行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 市長は、令和10年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。